2021 年 3 月 9 日

新型コロナウィルスに関する職員への注意喚起（第 3 弾）

新型コロナウィルス対策本部

「感染のリバウンド」「第 4 波」への警戒

３月より兵庫県においては、緊急事態宣言の対象地域から除外されましたが、依然として高齢者施設や病院などでクラスターが発生しています。

高齢者へのワクチン接種も４月１２日から開始となりますが、実際にワクチン接種が必要な高齢者・障がい者・職員に行き届くまでには、まだ時間がかかります。

協同の苑においては、現在行っている感染防止対策を徹底するとともに、感染のリバウンド・第４波を警戒して、さらに職員全員が引き続き感染防止に努め、自分自身とゲストを守る行動を取るようにお願いします。

自治体からの要請

緊急事態宣言下と同等の対策を取るように要請

- ○ 施設の職員及び施設と関わりのある従業員に対して、不要不急の外出の自粛の徹底
- ○ 面会者からの感染を防ぐために、オンライン面会等を活用し、直接面会については緊急の場合を除き中止
- ○ 原則、利用者の外泊・外出の自粛

高齢者施設職員への積極的 PCR 等検査の実施

職員の皆さんへのお願い

- ○ 通勤時・勤務中及び人と接する時は必ず「マスク着用」を徹底
  - ・ 勤務中は布マスクではなく、「三層マスク」「サージカルマスク」を着用
  - ・ 休憩時間中や更衣室でのマスクなしの会話を避ける
  - ・ゲストにも可能な限りマスクの着用及び声掛けを徹底する
- ○ 発熱などの体調不良時は出勤せずに、速やかに上司へ連絡
- ○ 手洗い・うがい・手指消毒、「３密」（密閉・密集・密接）の回避と換気の徹底
- ○ 不要不急の外出を自粛

「新型コロナウィルス感染症対策に徹底して取り組む」
「万一感染者が出た場合でも感染を最小限に食い止め、クラスターを発生させない」